



# 宮 崎 県 公 報

平成31年1月31日(木曜日) 第 3068 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 規 則

○物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
規則の一部を改正する規則……………(財政課) 1

### 告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定……………(福祉保健課) 1
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始……………( “ ) 2
- 道路の占用を制限する区域の指定(6件) ……( “ ) 2

### 訓 令

○県有自動車等による事故処理規程の一部を改正

する訓令……………(物品管理調達課) 3

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 4
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市  
町村の意見(2件) ……( “ ) 5
- 地図及び簿冊の認証(2件) ……(農村計画課) 5
- 政府調達に関する苦情の処理手続……………(会計課) 5
- 宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱……………( “ ) 8

### 教育委員会規則

○宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等  
に関する規則……………9

### 雑 報

○平成30年度行政書士試験の合格者について……………10

## 規 則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第4号

#### 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 物品等 特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。 (2) 特定役務 特例政令第2条第3号に規定する特定役務をいう。 (3) 調達契約 特例政令第2条第4号に規定する調達契約をいう。 (4) 一連の調達契約 特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。 (5)~(7) [略]	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 物品等 特例政令第2条第3号に規定する物品等をいう。 (2) 特定役務 特例政令第2条第4号に規定する特定役務をいう。 (3) 調達契約 特例政令第2条第5号に規定する調達契約をいう。 (4) 一連の調達契約 特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。 (5)~(7) [略]

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、平成31年2月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この規則による改正後の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

## 告 示

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に

宮崎県告示第63号

より、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
坂本 慎吾 (さかもと鍼灸院)	東臼杵郡門川町大字門川尾末8017-3	平成30年11月1日
岩津 良 (誠信堂鍼灸整骨院)	北諸県郡三股町宮村2971-6	平成30年12月8日

**宮崎県告示第64号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年1月31日から同年2月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
48	県道	市木串間線	串間市大字市木字畑田1095番4地先から同市同大字同字1094番2地先まで	旧	12.3～ 14.6	84.0
				新	15.8～ 21.8	84.0

**宮崎県告示第65号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年1月31日から同年2月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
53	県道	京町小林線	えびの市大字浦字新村1040番3地先から同市大字島内字芝田1973番2地先まで	平成31年1月31日

**宮崎県告示第66号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年1月31日から同年2月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	日向市東郷町山陰字船戸丙1657番1地先から同市同町山陰同字丙1615番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年2月15日

**宮崎県告示第67号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年1月31日から同年2月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	東臼杵郡諸塚村大字家代字尾崎4974番4地先から同郡同村同大字字サコ山4836番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年2月15日

**宮崎県告示第68号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年1月31日から同年2月14日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	東臼杵郡諸塚村大字家代字サコ山4822番3地先から同郡同村同大字同字4811番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年2月15日

宮崎県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年1月31日から同年2月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	東臼杵郡諸塚村大字家代字山師ノ小原2572番1地先から同郡同村同大字同字2572番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年2月15日

宮崎県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年1月31日から同年2月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字岳ノ八重114番45から同郡同村同大字字野地1188番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年2月15日

宮崎県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年1月31日から同年2月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	市木串間線	串間市大字市木字畑田1095番4地先から同市同大字同字1094番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年2月15日

訓 令

県有自動車等による事故処理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第1号

県有自動車等による事故処理規程の一部を改正する訓令

県有自動車等による事故処理規程（平成19年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(事故発生報告)</p> <p>第6条 所属長は、事故（第三者に損害が生じない自損事故を除く。）が発生した場合は、速やかに県有自動車等事故発生報告書（別記様式第1号）及び事故現場見取図・道路状況等調書（別記様式第2号）に所属長の意見書その他必要な書類を添付し、主管課長及び物品管理調達課長に提出しなければならない。この場合において、物品管理調達課長への報告書は、主管課長を経由するものとする。</p>	<p>(事故発生報告)</p> <p>第6条 所属長は、事故（第三者に損害が生じない自損事故を除く。）が発生した場合は、速やかに県有自動車等事故発生報告書（別記様式第1号）及び事故現場付近見取図・道路状況等調書（別記様式第2号）に所属長の意見書その他必要な書類を添付し、主管課長及び物品管理調達課長に提出しなければならない。この場合において、物品管理調達課長への報告書は、主管課長を経由するものとする。</p>

別記様式第1号中

発生日時等	平成 年 月 日	主管課	長	印	を
		午前・午後	時	分頃	天候：

を

発生日時等	年 月 日	主管課	長	印	に改める。
		午前・午後	時	分頃	天候：

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェニックスガーデンうきのじょう  
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田俊一  
東京都千代田区神田練堀町3番地
- 変更する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社 GEOホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵  
愛知県名古屋市中区富士見町8番8号  
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木勉  
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号  
青山商事株式会社 代表取締役 青山理  
広島県福山市王子町一丁目3番5号

- 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
山口県山口市佐山 717番地1  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  
コネクショ株式会社 代表取締役 井上裕雄  
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏  
静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6  
株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基  
宮崎市橋通東五丁目6番7号  
株式会社マックハウス 代表取締役 白土孝  
東京都杉並区梅里一丁目7番7号  
株式会社ユニットコム 代表取締役 端田泰三  
大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目16番1号  
(変更後) 株式会社 GEOホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵  
愛知県名古屋市中区富士見町8番8号  
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木勉  
福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号  
青山商事株式会社 代表取締役 青山理  
広島県福山市王子町一丁目3番5号  
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
山口県山口市佐山 717番地1  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二  
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  
コネクショ株式会社 代表取締役 井上裕雄  
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏  
静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6

株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基  
宮崎市橋通東五丁目6番7号  
株式会社マックハウス 代表取締役 白土孝  
東京都杉並区梅里一丁目7番7号  
株式会社ユニットコム 代表取締役 端田泰三  
大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目16番1号

## 4 変更の年月日

平成30年11月12日 (マックスバリュ九州株式会社)

平成30年3月1日 (株式会社大創産業)

## 5 変更する理由

小売業者の住所変更及び代表者変更のため

## 6 届出年月日

平成31年1月11日

## 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成31年1月31日から平成31年5月31日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

平成31年1月31日から平成31年5月31日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ小林店

小林市大字堤字亀尾原3089-1 外

## 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更

平成30年12月17日

## 3 意見の概要

意見なし

## 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成31年1月31日から平成31年2月28日まで

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ小林店

小林市大字堤字亀尾原3089-1 外

## 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗内の店舗面積の合計並びに大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更

平成30年12月17日

## 3 意見の概要

意見なし

## 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成31年1月31日から平成31年2月28日まで

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 地籍調査を行った者の名称

西米良村

## 2 地籍調査を行った期間

平成26年11月1日から平成29年3月22日

## 3 地籍調査を行った地域

西米良村大字板谷の一部

## 4 認証年月日

平成31年1月22日

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 地籍調査を行った者の名称

小林市

## 2 地籍調査を行った期間

平成28年8月1日から平成30年8月31日

## 3 地籍調査を行った地域

小林市真方の一部

## 4 認証年月日

平成31年1月22日

平成26年6月23日付け宮崎県公報第2601号において公告した政府調達に関する苦情の処理手続の一部を改正したので、改正後の処理



手続を次のとおり公表する。

平成31年1月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

政府調達に関する苦情の処理手続

#### 第1 宮崎県政府調達苦情検討委員会

- 1 宮崎県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。
- 2 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。

#### 第2 苦情の申立て

- 1 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。

- 2 供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合には、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

#### 第3 期間

- 1 この処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。
- 2 この処理手続において、作業日とは、県の休日でない日をいう。
- 3 この処理手続において、期間の初日は算入しない。
- 4 この処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

#### 第4 参加者

- 1 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ全ての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。
- 2 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。
- 3 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、第5の6に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならないが、当該供給者であって通知を行ったもの（以下「参加者」という。）は、この処理手続の適用を受ける。
- 4 3の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

#### 第5 苦情の検討の手続

- 1 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
- 2 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。
- 3 委員会は、原則として、申立て後10作業日以内に苦情について検討し、次の各号のいずれかに該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。
  - (1) 遅れて申立てが行われた場合
  - (2) 協定等と無関係な場合
  - (3) 軽微な又は無意味な場合
  - (4) 供給者からの申立てでない場合
  - (5) その他委員会による検討が適当でない場合
- 4 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨申し出ることができる。
- 5 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理することができる。
- 6 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。
- 7 契約締結又は契約執行の停止
  - (1) 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後12作業日以内に速やかに文書で行う。
  - (2) 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。
  - (3) 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。
  - (4) 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。
  - (5) (4)の場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。
  - (6) (5)の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。
- 8 検討

- (1) 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。
- (2) 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。
- (3) 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。
- (4) 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、この処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。
- (5) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果を取りまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (6) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。
- (7) (6)の承認は、いつでも取り消すことができる。
- (8) 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。
- (9) 代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。
- (10) 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。
- (11) (10)の承認は、いつでも取り消すことができる。
- (12) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。
- (13) 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。
- (14) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する営業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。
- (15) 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- (16) 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を持つ技術者等より意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。
- 9 1による苦情申立ては、いつでも取り下げることができる。
- 10 関係調達機関の報告書
- (1) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。
- ア 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書
- イ 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項の全てに答えている説明文
- ウ 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報
- (2) 委員会は、(1)に定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に、委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
- (3) 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者が提出した営業上の秘密情報を第三者に開示しない。
- 第6 検討の結果及び提案
- 1 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては、50日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。
- 2 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。
- (1) 新たに調達手続を行う。
- (2) 調達条件は変えず、再度調達を行う。
- (3) 調達を再審査する。
- (4) 他の供給者を契約締結者とする。
- (5) 契約を破棄する。
- 3 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵<sup>かし</sup>の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性、関係調達機関の業務に対する影響その他の当該調達に関する状況を考慮するものとする。
- 4 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。
- 5 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。
- 6 関係調達機関は、原則として、関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る苦情申立てについては、60日以内）に、理由を付して委員会に報告しなければならない。
- 7 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。
- 8 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報する。
- 第7 迅速処理

- 1 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手法に従って苦情処理を行うか否かを決定する。
- 2 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知する。
- 3 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。
  - (1) 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後 6 作業日以内に、第 5 の 10 に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後 5 日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
  - (2) 委員会は、苦情が申し立てられた後 45 日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては、25 日以内）に、検討の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。

第 8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。

第 9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から 3 年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては、5 年間）、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

第 10 適用

協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額によるものとする。

附 則

この処理手続は、公表の日から施行する。

附 則

この処理手続は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

平成 26 年 6 月 23 日付け宮崎県公報第 2601 号において公告した宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正したので、改正後の要綱を次のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情

について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年 6 月 23 日定め）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、宮崎県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成等)

第 2 条 委員会の定数は、3 人とする。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が選任する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(守秘義務)

第 3 条 知事は、選任の際委員に職務上知り得た秘密を漏らさないことを誓約させることとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員長は、委員会を招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

(会議の議決)

第 6 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第 7 条 委員会においては、議事録を作成する。

(委員会の庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、会計管理局会計課が処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

教育委員会規則



宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成31年1月31日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

#### 宮崎県教育委員会規則第1号

##### 宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の6の規定に基づき、宮崎県立学校(以下「県立学校」という。)における学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 宮崎県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、保護者、地域住民等の学校運営への参画、連携及び協力を促進し、県立学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成を図ることを目的として、県立学校ごとに協議会を設置するものとする。ただし、2以上の県立学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めるときは、2以上の県立学校について一の協議会を設置するものとする。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、対象学校(当該協議会が、その運営及び当該運営に必要となる支援に関して協議する県立学校をいう。以下同じ。)の校長、当該県立学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び地域住民の意見(協議会の委員の任命等に関するものを除く。)を求めるものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、速やかに対象学校の校長(以下「校長」という。)にその旨及び当該協議会を設置する日を通知するものとする。

(委員)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は10人以内とし、法第47条の6第2項に掲げる者及び次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 校長

(2) 対象学校の教職員

(3) 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 校長は、法第47条の6第3項の規定による申出をしようとするときは、委員の任命又は委嘱に関する意見を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。

3 委員の欠員が生じた場合には、教育委員会は、新たに委員を任命し、又は委嘱することができる。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

(遵守事項)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行をすること。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第3条第3項の規定により新たに任命又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任等)

第6条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任し、又は解嘱することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第4条の規定に違反した場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、解任又は解嘱に相当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任又は解嘱する場合には、その理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出し、任期は1年とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、校長と協議の上、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、校長が会議を招集し、運営することができる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事（以下「議事」という。）は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参与することができない。
- 5 会長は、議事について会議録を作成し、保管しなければならない。

（会議の公開）

第9条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- (1) 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情により協議会が公開すべきでないとした場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第10条 校長は、法第47条の6第4項の規定に基づき、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校の教育計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校組織の編成に関すること。
- (4) 学校予算の執行に関すること。
- (5) 学校施設及び設備の管理及び整備に関すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

（意見の聴取）

第11条 協議会は、法第47条の6第6項又は第7項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、当該意見を記載した書面を提出して行うものとする。この場合において、協議会は、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

2 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項（特定の個人の採用に関するものを除く。）とする。

- (1) 前条第2項の基本的な方針に基づく対象学校の運営に資する活動を行う職員の任用に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項

（運営状況等に関する評価）

第12条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（対象学校の運営への参画、連携及び協力の促進等）

第13条 協議会は、対象学校の運営について、保護者、地域住民等の理解、参画、連携及び協力が促進されるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、協議会は、第2条第1項の目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営に関し必要となる支援に関する協議の結果に係る情報を保護者、地域住民等に積極的に提供しよう努めるものとする。

（研修等）

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任について正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。

（指導及び助言）

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は支障が生ずるおそれがあると認めるときは、協議会の運営の一時停止その他の協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

（設置の取消し）

第16条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の設置を取り消すことができる。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、設置を取り消す場合は、取消事由を明示した書面を交付するものとする。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

平成30年度行政書士試験の合格者について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された平成30年度行政書士試験の合格者の受験番

号は、次のとおりです。

平成31年1月31日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

8910018	8910039	8910044	8910047	8910070	8910081
8910083	8910085	8910109	8910111	8910131	8910154
8910158	8910172	8910173	8910180	8910184	8910204
8910217	8910231	8910240	8910273		

以上22名

--	--